

農業振興地域整備計画の内容

○農用地利用計画

●農用地区域の設定

（今後１０年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域）

原則転用禁止

●農業上の用途区分

- ・農地
- ・採草放牧地
- ・混牧林地
- ・農業用施設用地

・地域の農業の特性にふさわしい特別の用途区分（任意）

（高生産性農業区域、ふれあい農園区域、棚田、温室団地区域等）

○マスタープラン(農業振興地域の一体的な整備を推進)

農業生産基盤の整備・開発

- ・農地の区画の拡大，水田の汎用化，農業用排水施設の整備の方向
- ・具体的な事業の種類

農用地等の保全

- ・農地保全のための農業生産基盤の整備開発及び機能低下防止活動の方向
- ・具体的な事業及び活動の種類

農業経営の規模の拡大等

- ・農用地等の流動化，農作業の受委託，農作業の共同化等の誘導方向
- ・具体的な事業及び活動の種類

農業の近代化のための施設の整備

- ・農業生産から流通加工にいたる一体的な施設整備の方向
- ・具体的な施設の種類の種類

農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

- ・技術習得，情報提供等の施設整備の方向
- ・具体的な施設の種類の種類

農業従事者の安定的な就業の促進（農業経営の規模の拡大と相まって推進）

- ・農業従事者の安定的な就業の促進の方向
- ・具体的な施設の種類の種類

農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備

- ・良好な生活環境を確保するための施設整備の方向
- ・具体的な施設の種類の種類